

## 第2回新型コロナウイルスに関する対策本部会議

令和2年2月25日（火）

### 【決定確認事項】

- ・民間や自主事業団体等による公共施設使用料について新型コロナウイルスの感染予防を理由とする場合施設使用料は返還する。
- ・指定管理による公共施設使用料についても新型コロナウイルスの感染予防を理由とする場合は返還とし、収入減については町が補填する。
- ・イベント開催は屋外屋内を問わず濃厚接触を避ける。